

保護者の皆様へ

門真市こども部

保育幼稚園課長

緊急事態宣言の発令を踏まえた保育所（園）等の利用について

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保育所等の利用において、家庭で保育が可能な方につきましては、できる範囲での家庭保育の協力をお願いしているところですが、今般、国から「緊急事態宣言」が発令され、その対象地域に大阪府が指定されました。

本市としましてはこの事態を重く受け止め、感染拡大防止および子どもや保護者の健康を守る観点から、市内の保育所等において、育児休業中の方をはじめ、今回の緊急事態宣言により休業される方、家族や親族の協力により保育が可能な方などにつきましては、できる限り通所（園）を控えていただくよう要請し、最小限での保育※を提供することといたしました。

※認定こども園における 1 号認定児（新 2 号・新 3 号認定児を含む）については、各園の保育体制の状況等により臨時休園とさせていただく場合がございます。

この場合におきましても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭の方等に対しては、児童の居場所の確保について柔軟に対応していただくよう各園にお伝えしております。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、必要に応じて対応に変更が生じる場合があります。

保護者の皆様には、大変ご不便をおかけすることとなりますが、新型コロナウイルスの爆発的感染拡大を防止し、この危機的状況を乗り越えるため、適切に行動することが求められている「緊急事態宣言」の趣旨を十分ご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

門真市中町 1 番 1 号

門真市こども部保育幼稚園課

電話 06-6902-6757（直通）